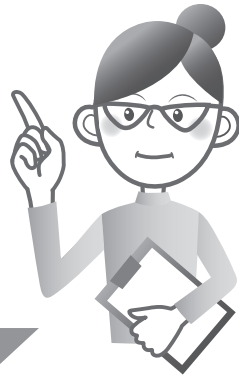


滞納整理を強化中

福祉や教育、消防、ごみ処理などの行政サービスは、皆さんの納める税金で賄われています。税金を滞納することは、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫し、皆さんに提供するサービスが低下する恐れもあります。市では滞納整理を強化し、納税意識の高揚と滞納の抑制を図っています。



納付が困難なときは 早めに相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、そのままにせず相談してください。また一括納付が難しい場合は、分割納付の相談も行っています。

滞納処分の流れ

納税通知発送



督促・催告

納期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金も加算されます。それでも納付されない場合は、書面や電話などで催促します。



財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへ財産の調査を行います。
※この調査は、本人の承諾なしで行うことができます。



財産差し押さえ

再三の催促にもかかわらず、相談なく税金を納めない場合、滞納処分により財産を差し押さえます。



換価処分(債権取り立て・不動産公売)

債権は原則即時取り立て、不動産は公売(売却)により金銭にし、税に充てます。

悪質な滞納者に対して 滞納処分で差し押さえ

再三の催促にもかかわらず、相談なく税金を納めない悪質な滞納者に対しては、滞納処分により財産を差し押さえます。

- 差し押さえ対象財産の具体例
債権／預貯金、給与、生命保険、売掛金、所得税還付金、賃料
- 国民健康保険税(国保税)の滞納者には
財産の差し押さえのほか、保険証の有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療機関窓口で医療費の全額を一時負担する
- 不動産／土地、建物、地上権
無体財産権／信用組合や農業協同組合などの出資金
動産／自動車、絵画など

- 納付方法はいろいろ
自動的に預金口座から引き落としになるので、市役所や金融機関に足を運ばなくて済みます。
口座振替を希望する人は、預金通帳と届け出印を持って、市指定の金融機関に申し込んでください。また口座名義人本人が、キャッシュカードと身分証明書を税務課に持参することも、口座振替に変更できます。市指定の金融機関は、納付書に記載されています。
- コンビニエンスストアで楽々
24時間納付することができ、手数料も掛かりません。利用できる店舗名は、納付書に記載されています。

納付方法はいろいろ

● 口座振替が便利

自動的に預金口座から引き落としになるので、市役所や金融機関に足を運ばなくて済みます。口座振替を希望する人は、預金通帳と届け出印を持って、市指定の金融機関に申し込んでください。また口座名義人本人が、キャッシュカードと身分証明書を税務課に持参することも、口座振替に変更できます。市指定の金融機関は、納付書に記載されています。

「被保険者資格証明書」が、保険証の代わりに発行されます。

- 休日・夜間納税窓口を開設
昼間や平日に、納付や納税相談を行うことができない人のため、休日(毎月第4日曜日)、夜間(月2回)に窓口を開設しています。日時などは広報あさひや市ホームページで確認できます。

〔平成25年度の休日・夜間納税窓口の受付件数〕
市税・国保税／3、226件
納税相談／106件
税以外の負担金など／96件

※市税・国保税の納付額の合計は52、257、693円。

問い合わせ先

- 市税、国保税の納付
税務課収税班
☎ 62・5322
- 国保保険証の交付
保険年金課国民健康保険班
☎ 62・5331

平成24・25年度差し押さえ件数

種別	25年度	24年度
預貯金	318	172
給与	100	85
生命保険	224	114
所得税還付金	110	23
不動産	21	11
その他	7	5
合計	780	410

※市税・国保税に99,060,211円を充てました。